

# 中小静岡 企業財閥

MARCH 3 No.736

## ■ 特集

組合運営と『登記』の実務  
～変更登記をお忘れなく～

## ■ Topics

表彰式典

6組合1社231人が栄えある受賞

## ■ Business Report

もっと知って！庭づくりの良さ！

市民参加の「剪定教室」を開催 ほか



▲「紅ほっぺ」は大粒で甘いうえ、色が良く日持ちがし、果肉が詰まって、ケーキなどに最適です。

満受 めいゴ 名土相 赤よ品合さめは二 県最 日照 静岡  
ち粉裁高以一 度産が ちい種わち、 のそを 量 岡  
てに培品で上紅も の中や酸てせのー 甘の代 ず 県  
いハ質すにほ全ひ東一 んの味すかー 甘の二 主 豊  
ますぞウを維、リケ！ はな選の 歴四 月、の 含み ば年交し 気 誕生 野  
。むの持生！ こりは 際つる 時、 瑞々 の 甘さ 何 方 へ の 紅  
シは、の者ト。 れつる 際つる 時、 瑞々 の 甘さ 何 方 へ の 紅  
バ甘ま工裁ま だあな 持参 ずし中 ばの の あイチ  
のいす夫培で どのりと 参安 ずし中 ばの の あイチ  
羽香。とはのりど 参安 ずし中 ばの の あイチ  
音が 努難イ、す 倍。 さに れ組 り ち、  
がと カしチ す。 知 首 は 程 た み ちゴ。

●しずおか食セレクション(3)

紅ほっぺ

ほっぺが落ちる静岡イチゴの傑作！  
(静岡県広域)



# 平成26年度補正 ものづくり・商業・サービス革新補助金



中小企業組合・中小企業の皆様へ

# 国が支援します。

中小企業組合・中小企業が取り組む、革新的な設備投資やサービス・試作品の開発を支援します。

## ▼事業の内容

### 事業目的

国内外のニーズに対応したサービスやものづくりの新事業を創出するため、認定支援機関やよろず支援拠点等と連携して、革新的な設備投資やサービス・試作品の開発を行う中小企業を支援します。

### 対象要件

認定支援機関の全面バックアップを得た事業を行う中小企業・中小企業による共同体で、以下の要件のいずれかを満たすこと。

#### (1) 革新的なサービスの創出

「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」で示された方法で行う革新的なサービスの創出等であり、3～5年計画で、「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画であること。

中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン

【付加価値の向上】 新規顧客層への展開 商圏の拡大 独自性・独創性の発揮 ブランド力の強化  
顧客満足度の向上 価値や品質の見える化 機能分化・連携 IT利活用(I)  
 【効率の向上】 サービス提供プロセスの改善 IT利活用(II)

#### (2) ものづくりの革新

「中小ものづくり高度化法」に基づく特定ものづくり基盤技術を活用した画期的な試作品の開発や生産プロセスの革新であること。

「中小ものづくり高度化法」に基づく特定ものづくり基盤技術(12分野)

1.デザイン 2.情報処理 3.精密加工 4.製造環境 5.接合・実装 6.立体造形 7.表面処理 8.機械制御  
 9.複合・新機能材料 10.材料製造プロセス 11.バイオ 12.測定計測

#### (3) 共同した設備投資等による事業革新

複数の企業が共同し、ITやロボット等の設備投資により、革新的な試作品開発等やプロセスの改善に取り組むことで、共同事業者全体の3～5年計画で「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画であること。

### 対象経費

1.機械装置費 2.原材料費 3.直接人件費 4.技術導入費 5.外注加工費  
 6.委託費 7.知的財産権等関連経費 8.運搬費 9.専門家経費 10.雑務費  
 11.クラウド利用費の11項目

## ▼補助対象事業

	一般型
革新的サービス	○補助上限額:1,000万円 ○補助率:2/3 ○設備投資が必要
	コンパクト型
ものづくり技術	○補助上限額:700万円 ○補助率:2/3 ○設備投資不可
	○補助上限額:1,000万円 ○補助率:2/3 ○設備投資が必要
共同設備投資	○補助上限額:共同体で5,000万円(500万円/社) ○補助率:2/3 ○設備投資が必要

## ▼募集期間

○1次公募:平成27年2月13日(金)～5月8日(金)  
 [当日消印有効]  
 今回の公募(1次公募)は、6月中を目処に採択を行う予定です。

[問い合わせ先]

**静岡県地域事務局**

TEL.054-251-8895 または TEL.054-255-5900

FAX.054-251-8896 または FAX.054-255-5911

URL <http://www.siz-sba.or.jp/26-mono>

静岡県中央会

検索

静岡県中小企業団体中央会

(静岡県ものづくり支援センター)

〒420-0853 静岡市葵区追手町44番地の1  
 静岡県産業経済会館5F・7F

# 中小企業静岡

# 3

MARCH

## No.736

●インターネットでもご覧いただけます

中央会静岡 検索

↓  
トップページ中央右の  
「今月の中小企業静岡」をクリック!

[http://www.siz-sba.biz/library\\_index.htm](http://www.siz-sba.biz/library_index.htm)

## 目次

## INDEX

● 特集	<b>組合運営と『登記』の実務 ～変更登記をお忘れなく～</b>	2
● Topics	<b>表彰式典</b> 6組合1社231人が栄えある受賞	8
● Business Report	<b>もっと知って！庭づくりの良さ！ 市民参加の「剪定教室」を開催 ほか</b>	10
● 景況ウォッチ	<b>1月の情報連絡員月次景況調査より</b>	12
● ネットワーク	<b>「しずおか就職net」登録受付開始！ ほか</b>	15
● 読者プラザ	静岡県青年中央会 会長 桜井資源株式会社 代表取締役 桜井洋一	16



# 特集

## 組合運営と『登記』の実務 ～変更登記をお忘れなく～

代表理事の  
重任登記は？

事務所の  
移転は？

出資金の  
変更は？

登記とは、法に定められた一定の事柄を帳簿や台帳に記載することを言います。

組合運営に携わる皆さんは、組合の設立や運営に際し、法人登記が必要であることはご存じのことと思います。代表者の変更、事務所の移転、出資総額の変更など、その時々で変更登記が必要であり、思いのほか変更登記を要する機会は多いものです。

「代表理事は変わっていないから、変更登記はしていない」。そういった話を伺うこともあります。この場合でも“重任”登記が必要であり、そのまま放っておくと“過料”が課される場合があります。

今回の特集では、年度末も近いことから、この「登記」の概要について改めて知っていただき、これからの組合運営にお役立ていただければと思います。

### 組合と商業登記の関係

権利関係などを公示するため法務局（登記所）に備える登記簿に記載することを「登記」と言います。

主な登記の種類には、不動産登記、船舶登記などがあり、組合運営に特に関係が深いのが「商業登記」です。

会社法や商法の規定により、会社、商人に関する一定の事項を登記します。

取引の安全を重視する商法の世界において、取引の相手かどのようなか調べの便宜のために、あらかじめ一定の事項を公示しておくことが目的です。

### 登記手続き

#### 登記事項

皆さんは、組合の登記簿をご覧になったことがありますか。もし、ご覧になったことがなければ、是非、この機会に確認することを勧めます。

法務局などで入手できる登記内容が記された「履行事項全部証明書」には、主に下記の事項が記載されています。

- ・名称
- ・主たる事務所の所在地
- ・法人成立の年月日
- ・目的等（Ⅱ事業）
- ・役員に関する事項（Ⅱ代表理事の氏名、住所）
- ・公告※の方法
- ・出資一口の金額
- ・出資の総口数
- ・払込済出資総額
- ・出資払込

### の方法 ・ 地区 ・ 他

すなわち、これらの事項が登記事項となります。この他にも、従たる事務所を設ける場合には、その所在地なども登記することとなります。

#### ※10Xモ

「公告」とは、政府、公共団体（Ⅱ株式会社や組合他）が、ある事項を広く一般に知らせること。または、個人、私人が法令上の義務により、特定の事項を広く一般に知らせること。例えば組合の「解散公告」などです。



登記の申請は、一般に当事者（組合の代表者）、または、その代理人が自ら行わなければならない。以前は、登記所へ出頭しなければできませんでしたが、現在は、郵便での登記申請も可能となっています。

#### 登記期間

登記すべき事実の発生後、一定の期間内にその申請をすべきとされています（次頁表を参照）。この期間を過ぎて登記の申請をした場合でも、登記は受理され、その効力には影響ありません。しかし、登記義務者である組合の代表者は、登記を怠ったことによる過料の制裁（二〇万円以下）を受けることになるので注意が必要です。

## 登記の種類による申請人、登記期間一覧

登記の種類	登記申請人	登記期間
1. 設立の登記	代表理事	・ 出資払込完了の日から2週間以内
2. 従たる事務所での設立の登記	代表理事	・ 設立の登記をした後2週間以内
3. 従たる事務所の新設の登記	代表理事	・ 主たる事務所の所在地2週間以内 ・ 従たる事務所の所在地3週間以内
4. 主たる事務所の移転の登記	代表理事	・ 2週間以内（旧所在地に同時申請）
5. 従たる事務所の移転の登記	代表理事	・ 旧所在地3週間以内 ・ 新所在地4週間以内
6. 組合法、団体法に定める 登記事項の変更の登記 例：名称変更、地区の変更、代表 者の変更、事業の追加・削除、 出資総額の変更、出資一口の 金額の変更、清算人の就任 など	代表理事 (または代表清算人)	・ 主たる事務所の所在地2週間以内 ・ 従たる事務所の所在地3週間以内 ・ 出資口数、払込済出資総額変更の場合は 事業年度末日現在により事業年度終了 後、主たる事務所の所在地4週間以内、 従たる事務所の所在地5週間以内
7. 参事の登記	代表理事	・ 参事を置いた事務所の所在地2週間以内
8. 解散の登記 (合併及び破産の場合を除く)	代表理事	・ 主たる事務所の所在地2週間以内 ・ 従たる事務所の所在地3週間以内
9. 合併の登記	合併によって存続する組合 または新設される組合の代 表理事 上記の代表理事は合併による 解散登記申請についても 消滅組合を代表する	・ 主たる事務所の所在地2週間以内 ・ 従たる事務所の所在地3週間以内
10. 清算終了の登記	代表清算人	・ 主たる事務所の所在地2週間以内 ・ 従たる事務所の所在地3週間以内

知っておきたい

### 主な変更登記のポイント

#### ① 主たる事務所移転の登記

代表理事の変更などにより組合事務所を  
移転するケースがあります。

事務所の移転については、その所在地で  
ある最小行政区画（例：静岡市、浜松市、  
沼津市）が変更になる場合、総会で定款変  
更を決議したうえで、理事会の決議によっ  
て「移転の時期」、「場所（最小行政区画内  
の具体的場所）」を定めます。

一方、定款に定める事務所の所在地の範  
囲内で移転するときは、定款の変更は不要  
であり、理事会の決議のみで足りません。（中  
央会、役所等への「移転届」の提出は必要  
です。登記住所は変わらず、連絡先住所の  
み変更する場合にも中央会へ移転届を提出  
してください）

登記所の管轄区域外へ移転した場合は、  
主たる事務所の移転から2週間以内に、旧  
所在地における登記の申請書と新所在地に  
おける登記の申請書を同時に、旧所在地  
を管轄する登記所に提出します。

#### 〈登記の際に必要な主な書面〉

- ・ 変更登記申請書
- ・ 総会議事録
- ・ 定款変更認可書（定款変更があった場合）
- ・ 理事会議事録
- ・ 委任状（代理人による申請の場合）など

\*記載例（代表理事重任※の場合）

事業協同組合変更登記申請書

- 1. 名称 ○○協同組合
- 1. 主たる事務所 ○○市○○町○丁目○番○号
- 1. 登記の事由 代表権を有する者の変更
- 1. 登記すべき事項 平成○年○月○日 代表理事 ○○○○ 重任※  
●●市●●町●丁目●番●号（個人住所）
- 1. 添付書類
 

定款	1 通
総会議事録	1 通
理事会議事録	1 通
就任承諾書は、理事会議事録の記載を援用 (理事会で代表理事の就任を承諾した場合)	
委任状	1 通 *代理人に委任する場合

上記のとおり登記の申請をします。

平成○年○月○日

○○市○○町○丁目○番○号

申請人 ○○協同組合

(個人住所)

代表理事 ○○○○

(個人住所)

上記代理人 □□□□ ㊟

(連絡先の電話番号)

静岡地方法務局 御中

②組合の名称、地区、公告方法の変更登記

名称、地区、公告方法は、定款の絶対的  
必要記載事項であるため、総会（総代会）  
の特別議決を経て行政庁の認可を受けな  
ければ変更できません。

これらの事項を変更した場合には、定款  
変更の認可を受けた日から、二週間以内に  
変更登記申請を行わなければなりません。

③事業の変更の登記

組合は、定款変更の手続によって事業を  
変更することができません。なお、組合は、  
登記してある事業のみ、行うことができる  
ことに留意してください。

組合が事業を変更（追加、削除等）した  
ときは、定款変更に関する行政庁の認可の  
日から二週間以内に変更登記の申請を行わ  
なければなりません。

多くの組合で二年に一度は必要!

④代表権を有する者の変更の登記

組合は、代表権を有する者（代表理事、  
連合会の場合は会長）の氏名、住所（個人  
住所）、資格について登記します。これら  
の事項に変更があった場合、例えば、氏名・  
住所（個人）の変更、就任（重任※を含む）、  
死亡、辞任などがあった場合には、二週間  
以内に主たる事務所の所在地において変更  
の登記をしなければなりません。

※10メモ



「重任」とは、「任期満了後に直ちに就  
任すること」とされ、同一人の退任（任  
期満了に限る）と就任が連続して行われ  
ることです。つまり、任期満了で、同じ  
人物が代表理事に就任した場合でも、「重  
任」登記が必要ですので、お忘れなく!

〈登記の際に必要な主な書面〉

- ・ 変更登記申請書（※上記記載例参照）
- ・ 定款
- ・ 代表理事が理事に選出された際の総会議  
事録
- ・ 代表理事の選定に関する理事会議事録
- ・ 死亡診断書等（死亡による退任の場合）
- ・ 新代表理事（個人）の印鑑証明※ など

意外と忘れがち!

⑤ 出資の総口数、払込済出資総額の変更の登記

組合員の加入や脱退などにより、組合の出資総額が変更になった場合には、変更登記が必要です。

登記の期間は、変更の都度、登記して構いませんが、毎事業年度末日現在の出資総口数、払込済出資総額について、当該年度が終了した日の翌日から主たる事務所の所在地において四週間以内にすれば良いこととなっています。

例えば、決算期が三月末日の組合は、四月二八日までに変更登記が必要であり、多くの場合、五月または六月までに開催される通常総会よりも先に変更登記を要することに留意してください。

※10Xモ



代表理事の「重任」登記の際は、印鑑証明は不要です。また、旧代表理事が役員に残り、新しい代表理事を選定した理事会に旧代表理事が出席した場合にも、印鑑証明は必要ありません。ただし、後述する印鑑届の提出の際に、新代表理事の印鑑証明は必要となります。詳細は、中央会または専門家にお問い合わせください。

〈登記の際に必要な主な書面〉

- ・変更登記申請書
- ・監事証明※

※10Xモ



「監事証明」は、組合の監事が①出資の総口数、②払込済出資総額を記入した書面に記名押印して作成します。

印鑑の届出

登記の申請書に押印すべき者（＝組合の代表者）は、あらかじめ登記所に印鑑（代表理事印）の使用として届出をしなければなりません。

つまり、代表理事が変更になった場合には、代表者の変更登記と併せて、印鑑の届出をします。印鑑の届出は、登記所の窓口や法務局のホームページで無料で入手できる「印鑑（改印）届書」を用いて行います。

事業協同組合の場合（代理人による届出）

印鑑（改印）届書

申請番号（受付番号）〇〇〇〇〇

オンライン申請の場合には、申請番号又は受付番号を余白に記載してください。

※ 太枠の中に書いてください。

(注1) (届出印は鮮明に押印してください。)		商号・名称	法務会協同組合	
<p>*代表理事印 提出する印鑑</p>		本店・主たる事務所	東京都千代田区霞が関一丁目1番1号	
		資格	代表取締役・取締役・ <u>代表理事</u> 理事・( )	
		氏名	法務 太郎	
		生年月日	明・大・ <u>昭</u> ・平・西暦 〇〇年〇〇月〇〇日生	
(注2)		会社法人等番号	0101-05-000008	
<input type="checkbox"/> 印鑑カードは引き継がない。 <input checked="" type="checkbox"/> 印鑑カードを引き継ぐ。 印鑑カード番号 8901234		前任者	法務四郎	(注3)の印
届出人 (注3) <input type="checkbox"/> 印鑑提出者本人 <input checked="" type="checkbox"/> 代理人		住所	東京都千代田区九段南一丁目1番15号	
フリガナ		氏名	法務 三郎	
委任状 私は、(住所) 東京都千代田区九段南一丁目1番15号 (氏名) 法務 三郎 を代理人と定め、印鑑(改印)の届出の権限を委任します。 平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日 住 所 東京都中野区野方一丁目34番1号 氏 名 法務 太郎 *代表理事の 個人の実印 (市区町村に 登録した印鑑)				
<input type="checkbox"/> 市区町村長作成の印鑑証明書は、登記申請書に添付のものを採用する。(注4) (注1) 印鑑の大きさは、辺の長さが1cmを超え、3cm以内の正方形の中に収まるものでなければなりません。 (注2) 印鑑カードを前任者から引き継ぐことができます。該当する□にレ印をつけ、カードを引き継いだ場合には、その印鑑カードの番号・前任者の氏名を記載してください。 (注3) 本人が届け出るときは、本人の住所・氏名を記載し、市区町村に登録済みの印鑑を押印してください。代理人が届け出るときは、代理人の住所・氏名を記載、押印(認印で可)し、委任状に所要事項を記載し、本人が市区町村に登録済みの印鑑を押印してください。 (注4) この届書には作成後3か月以内の本人の印鑑証明書を添付してください。登記申請書に添付した印鑑証明書を採用する場合は、□にレ印をつけてください。				
		印鑑処理年月日		
		印鑑処理番号	受付	調査
			入力	校合

添付書面：市区町村長の作成した印鑑証明書で作成後3月以内のもの

※前頁「印鑑(改印)届書(記載例)」参照  
 なお、提出の際、作成後三ヶ月以内の代表理事個人の印鑑証明が必要となります。

委任状について

登記所への登記申請は、組合の代表者、または、その代理人が行います。  
 組合の登記における代理人は、専門家である「司法書士」や「行政書士」というケースが多く見受けられます。  
 代理人に申請手続きを委任する場合には、「委任状」を作成します。委任状とは、第三者に何かを依頼するとき、その意思表示を書き記す文書のことです。

〈委任状に記載する主な内容〉

- ・ 委任する相手の氏名(個人住所)
- ・ 委任する内容
- ・ 委任した日にち
- ・ 委任した本人の氏名  
(組合名、代表理事名)
- ・ 押印  
(法務局に登記してある代表理事印)

\* 委任状(参考例)

委 任 状

○県○市○町○丁目○番○号 ○○○○

私は、上記の者を代理人に定め、下記の権限を委任する。

記

1. 代表理事変更の登記申請に関する一切の権限
1. 主たる事務所移転の登記申請に関する一切の権限
1. 申請書補正のための取下げの権限
1. 原本還付請求※及び受領の件

平成○○年○月○日 ○○市○町○丁目○番○号

申請人 ○○○○協同組合  
 代表理事 ○○○○ ㊟ (代表理事印)

※一口メモ

登記申請書に添付した書類を他でも使用したい場合など、原本還付の請求をすることにより、受付処理後、原本が返却されます。「定款変更認可書」などは、組合に原本を備えるものであり、必ず原本の還付を受けましょう。



法務局からのお知らせ

組合運営に係る登記申請は、一度、ご自身で行ってみると意外と身につくものです。しかし、専門的知識が必要なケースも多く、行政書士や司法書士など専門家を活用することも重要です。また、定款変更や登記申請に関するご質問等は中央会にご相談ください。

電話：〇五四―二五四―一五一

静岡地方法務局「焼津出張所」、「島田出張所」は、それぞれ業務を終了し、「藤枝出張所」に統合されました。また、「藤枝出張所」は平成二十七年一月二三日より、「藤枝支局」となりました。

〈静岡地方法務局 藤枝支局〉

〒426-0037  
 藤枝市青木一丁目4番1号  
 (\* JR藤枝駅北口から徒歩約8分)

電話：054-641-1158  
 054-641-1557  
 (証明書窓口)



## 静岡県就業支援局からのお知らせ

# 平成27年4月1日から利用料金一部値下げ！ 静岡県労政会館をご利用ください

静岡県労政会館は、県内3か所にある会議室等の有料貸出施設です。  
平成27年4月1日から労働関係者の利用料金が値下げされます。  
(労働関係者以外の利用料金はそのままです。) この機会に、是非ご利用をご検討ください！

沼津労政会館	静岡労政会館	浜松労政会館
利用料が安い！	駅から近い！	駐車場が広い！
		
労政会館単独施設 3階建て	静岡県勤労者総合会館 4～6階が労政会館フロア	浜松商工会議所会館 7階が労政会館フロア
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホール (132人) [200人]</li> <li>・第1会議室 (100人)</li> <li>・第2会議室 ( 50人)</li> <li>・第3会議室 ( 30人)</li> <li>・第4会議室 ( 18人)</li> <li>・日本間 ( 10人)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホール (312人) [510人]</li> <li>・第1会議室 ( 18人)</li> <li>・第2～第4会議室 ( 30人)</li> <li>・第1～第2研修室 ( 30人)</li> <li>・視聴覚室 ( 63人)</li> <li>・展示室 ( 63人)</li> <li>・日本間 ( 18人)</li> </ul> ※展示室と第3会議室は一体で使用可能 (93人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1会議室 (96人)</li> <li>・第2～3会議室 (42人)</li> <li>・第4会議室 (36人)</li> <li>・第5会議室 (24人)</li> </ul> ※第1会議室と第2会議室は一体で使用が可能 (138人)
沼津市高島本町1-3 Tel055-921-5221 【駐車場】あり(台数制限あり) JR沼津駅北口より徒歩10分	静岡市葵区黒金町5-1 静岡県勤労者総合会館内 Tel054-221-6280 【駐車場】なし (主催者のみ許可制で使用可) JR静岡駅北口より徒歩7分	浜松市中区東伊場2-7-1 浜松商工会議所会館内 Tel053-454-5491 【駐車場】あり(120台収容)

※ ( ) かつこ内の人数は定員。ホールの [ ] かつこ内の人数は机がない場合の定員。  
※「労働関係者」とは、①国・県・市町の労働関係機関②労働組合③労働行政を推進または補完する団体④企業・団体が労働者福祉増進のために利用する場合(目的が営利的なものを除く。具体的には、採用試験関係(雇用関係が生じることを前提としたもの)や新入社員研修等)です。詳細は、利用予定の労政会館にお問い合わせ下さい。

- 開館時間：9：00～21：00(日曜日は9：00～17：00)
- 休館日：毎月第4日曜日、年末年始(12月29日～翌年1月3日)
- 会議室等の利用に伴い必要な場合は、プロジェクター等附帯設備の有料貸出も行っていきます。

**【お問い合わせ先】 上記各労政会館へ。**  
施設の詳細、新料金等についてはホームページをご覧ください。  
<http://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-210/sisetu/roukaikan.html>



▼謝辞を述べる鈴木理事長



▲ミニコンサートの様子



▲県知事表彰受賞者



## 表彰式典

6組合1社  
231人が  
栄えある  
受賞

中央会では、二月四日、静岡市駿河区のホテルセンチュリー静岡で、平成二六年度の表彰式典を開催した。

式典には、川勝平太静岡県知事や柳瀬倫明静岡労働局長をはじめ行政、産業支援機関ら多数の来賓が臨席。中小企業の振興に貢献した功労者、組合が表彰され約二〇〇人が出席した。

山内致雄副会長は、「中小企業が景気回復を実感してこそ真の景気回復。そのためには、皆さんのさらなる活躍と尽力が不可欠であり、その先に明るい未来が訪れると確信している。中央会も引き続き、全力で事業に取り組みたい」と挨拶した。

川勝知事は、「受賞者の皆さんは、静岡県の誇り。少しずつ追い風の吹く県内経済を、引き続き牽引してほしい」と期待を寄せた。

柳瀬労働局長は、「地域創生、経済活性化のためには、職場環境が大切。皆さんとともに、これからも働きやすい職場づくりにも尽力していく」と述べた。

受賞者を代表して協同組合島田計器部品センターの鈴木正隆理事長は、「中小企業が経済活性化の原動力であることを肝に銘じ、この受賞を機に、さらに組合、経営者、従業員が一丸となって、毅然としてこの難局に立ち向かいたい」と謝辞を述べた。

また、表彰終了後にはピアノとフルート、独唱によるミニコンサートが行われ、祝いの席に花を添えた。

受賞者・受賞組合は次のとおり(敬称略)。

# Topics

▼県知事褒賞受賞者・組合功労者



川邊 哲  
商店街振興組合静岡呉服町名店街 理事長

松田良克  
掛川電気工業協同組合 理事長

鈴木國近  
島田鉄工協同組合 理事長

久保田博明  
沼津鉄工機械工業協同組合 理事長

野村玲三  
静岡県生コンクリート工業組合 副理事長

青島育男  
静岡県クレーン建設工業組合 理事長

鈴木正隆  
協同組合島田計器部品センター 理事長

西尾善次  
静岡県溶接工業協同組合 理事長

●知事表彰 産業振興功労表彰

県知事表彰・褒賞

▼県知事褒賞受賞者・優良組合



株式会社パロン  
(静岡市駿河区)  
一色伸一 代表取締役社長

●労務管理優良事業所知事褒賞

浜松果物商業協同組合  
(浜松市南区・松本光由 理事長)

協同組合浜松物流システム  
(浜松市東区・片岡 薫 理事長)

静岡県流通事業協同組合  
(静岡市駿河区・高橋一義 理事長)

焼津資源開発事業協同組合  
(焼津市・鈴木敏三 理事長)

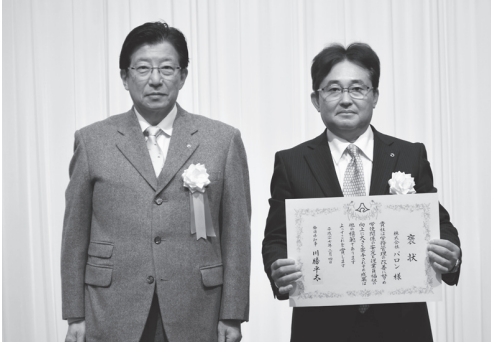
静岡県大井川地区  
自動車運送事業協同組合  
(島田市・菊地久喜 理事長)

沼津設計監理協同組合  
(沼津市・竹村喜次 理事長)

●産業振興知事褒賞 優良組合

優良組合

▼県知事褒賞受賞者・(株)パロン



●永年勤続優良従業員  
・勤続三五年以上の部 三〇人  
・勤続二五年以上の部 五七人  
・勤続一五年以上の部 一二七人



▲中央会会長表彰受賞者  
組合優良職員

鈴木敦子  
袋井地区建設事業協同組合  
事務局

鈴木由美子  
静岡県石油業協同組合 事務局

松浦 知子  
静岡ツキ板協同組合 事務局 局長

伊藤 正子  
北遠建設事業協同組合 事務局

今田 周作  
協同組合浜松卸商センター  
課長

鈴木敦子  
袋井地区建設事業協同組合  
事務局

市川 保  
協同組合焼津水産加工センター  
常務理事

田渡ちはる  
伊東温泉旅館ホテル協同組合  
事務局

古屋 里美  
三島沢地工業団地協同組合  
事務局

吉村 洋一  
静岡県経友会事業協同組合  
専務理事

●組合優良職員

静岡県中小企業団体中央会会長表彰



## もっと知って！庭づくりの良さ！ 市民参加の「剪定教室」を開催

焼津環境緑化事業協同組合

焼津市内の造園業者一二社で構成される焼津環境緑化事業協同組合（村田昌弘理事長）は、一月三十一日、焼津市の石津中央公園で「剪定教室」を開催した。

当日は、市の広報などを見て集まった市民一七人が参加。始めに、組合員が見本を示した後、参加者が実際に公園内のウメとマツの剪定を行った。

同組合では、二年に一度、同教室を開催しており、今回で三回目。無料でプロから技術を学べるという、毎回、好評を得ている。

自前の剪定ばさみやのこぎりを持ち込む参加者がほとんどで、我が家の庭の手入れにすぐにも活かそうと、

組合員の指導に真剣に耳を傾けた。受講した参加者は、「参考



▼組合員と当日の参加者

図書には載っていないコツを学ぶことができて良かった。木の一部を見るのではなく、全体のバランスを考えて剪定することが重要だと知った。自分たちが剪定した木が、今後、どんな姿に成長していくか楽しみ」と語った。

村田理事長は、「庭がある家が減っているが、庭づくりの良さをもっと知ってもらうためにこれからも活発に活動していきたい。近所の公園の樹木を管理してくれる公園ボランティアの育成にも力を入れていきたい」と述べた。また、指定管理者として一〇〇を超える市内の公園管理を行う立場で、「公園の遊具やトイレの使い方などマナーが悪くなっている。気持ちよくみんなが利用できるよう、一人一人が心掛けてほしい」と呼びかけた。



▲村田理事長

## 東部・西部地区で組合懇談会を開催 情報共有を図り組合連携や地域ブランドの創出を検討

静岡県中小企業団体中央会

中央会は、この度、東部、西部地区の組合を対象とした懇談会をそれぞれ開催した。

二月九日には、伊豆東海岸地区の組合を対象に、「魅力ある地域づくりのための連携を考える」と題し、日本銀行静岡支店長の服部守親氏による基調講演と、各組合の誘客イベントや地域貢献・地域活性化への取り組みについての事例紹介、意見交換が行われた。

会場となった伊東商業協同組合には同組合をはじめ、熱海市、東伊豆町から一〇組合一七人が参加。

「当地域の主要産業である観光業が潤わないと雇用・経済の活性化に繋がらない。今後とも、おもてなしの心を大切にし、他業種からの意見も取り入れながら共通の付加価値を見出し、組合間のネットワークをさらに活用していきたい」といった意見が出された。

▼伊豆東海岸地区懇談会の様子



さらに活用していきたい」といった意見が出された。

また、二月一〇日には、浜松市で「地域資源を活かしたブランド化のための懇談会」をテーマに、主に地域資源の食品開発、ブランド化に取り組み四組合が参加した。

懇談会では、うなぎいも協同組合（名産であるうなぎの加工残渣を用いて栽培する「うなぎいも」の商品開発を行う組合）のコンサルタントを行う岩本食品経営研究所 岩本知氏によるブランド化の事例紹介などが行われた。

岩本氏は、「ブランド化には他の商品と差別化を図り、それを顧客に認知させ、受け入れてもらう必要がある。そのためにも高い品質を保ち、信用・実績を積み重ねていく事が重要となる」と語った。

中央会では、今後も組合間連携の強化や地域資源のブランド化に向け、助成事業を活用するなど、積極的な支援を行っていく。



▲浜松で開かれた懇談会の様子



▲諏訪部敏之理事長(中央会会長)

三島工業団地協同組合(諏訪部敏之理事長)は、二月一三日、三島市内のホテルで組合創立五〇周年記念式典を開催した。

参議院議員岩井茂樹氏、豊岡武士三島市長、金融機関などの来賓と組合員、約七〇人が参列し、五〇年の節目を祝った。

諏訪部理事長は、「創立四〇周年以降の一〇年を振り返り、まず頭に浮かぶのは、東日本大震災。生産体制がストップしただけでなく、原発事故により電力供給に大きな打撃を受けた。当組合も、これを契機に、それまでの主事業であった共同受配電事業の廃止を断ずるに至った。今後は、組合と組合員がさらに成長できるよう教育情報事業に力を注ぎ、経営基盤の強化を図ることによって新たな時代を切り拓いていきたい」と挨拶した。

来賓の参



▲祝賀会では記念コンサートも行われた

議院議員岩井茂樹氏は、「アベノミクス効果は、中小企業にまで波及していない。好評のものづくり補助金の再施行、政府系金融機関による低金利融資などで、ものづくり中小企業の発展を後押ししたい」と祝いの言葉を述べた。

式典では、組合創立に尽力された役員他に対し、三島市長、全国工場団地協同組合連合会長より表彰状が授与された他、五〇周年を記念して制定された「三島工業団地マイスター賞」として、九人の組合員企業の従業員が表彰された。

当工業団地は、昭和三九年設立。現在、組合員は三〇社。かつては、共同受配電事業を核に、組合員への電力の安定供給を図っていたが、平成二六年度、東京電力に全面移管した。異業種ならではの組合員のニーズを反映し、様々なテーマを設け、各種研修会を活発に開催している。

## 異業種による多角的連携で新たな時代を切り拓く！ 組合創立五〇周年の節目を祝う記念式典を開催

三島工業団地協同組合

## 土肥の観光名所”恋人岬“がリニューアル バレンタインデーに記念に残る結婚式などを開催

土肥温泉旅館協同組合

▼展望デッキで行われた結婚式



大勢の来場者が見守る中、鳴らすと幸せになれると言われる

伊豆市の土肥温泉旅館協同組合(後藤一之理事長)は、二月一四日、地域の観光名所”恋人岬“で「バレンタインスペシャル記念イベント」を開催した。

当日は、リニューアルしたボードウォーク(遊歩道)と展望デッキの愛称コンテストの表彰式、公募により選ばれたカップルの結婚式、郷土料理の無料配布など、多彩な催しが行われ、多くの来場者で賑わった。

愛称コンテストには、全国から五八五件の応募があり、福井県に住む池田ひとみさんの「手をつなぐみち」が選ばれた。遊歩道の入口に愛称を記したプレートが設置され、除幕式も行われた。

また、公募で選ばれた伊豆市在住の石川恭平さん、寛子さんご夫妻は、岬の先端にある展望台で結婚式を挙げた。



で愛を叫ぶ」コンテ

ラブコールベル(愛の鐘)を二人で鳴らし、大きな歓声に包まれた。夫の恭平さんは、「天気も良く、富士山がとてきれいに見えた。自分が生まれ育った思い出の地で、素晴らしい結婚式を挙げることができ、とても感動した」と喜びを語った。

その他、来場したカップルには、土肥特産のカートネーションのプレゼントやウエディングドレスでの記念撮影などが行われた。

さらに、『岬の先端で愛を叫ぶ』コンテ



◀リニューアルされた遊歩道

(平成27年1月の情報連絡員月次景況調査より)

静岡県中央会に設置されている情報連絡員〔協同組合等の役職員60名に委嘱〕による毎月の景況調査の概要です。

## 業界の声 対象17業種より抜粋

### ■製造業

- ・水揚量も減少する中、地元水産業界の構造的不況は、まだまだ先が見えない状況。冷蔵部門などで電力料金値上げが大きな負担となっている。(水産食料品)
- ・新年になり1ヶ月が経過したが大した状況の変化はない。今年も製品安・原料高で推移しそうな雰囲気だが、重油の値下がりなどのプラス要因もある。(水産食料品)
- ・受注が減少傾向で、廃業する織屋も出ている。(織物業)
- ・1月は特に稼働率が低下し、経常収益も厳しくなる。(木材・木製品製造業)
- ・家庭紙関係も平成27年の2月以降春先くらいまでに値上げへの動きが出てきている。(パルプ・紙・紙加工品)
- ・売上高の減少、在庫数量の増加は、ダンプ不足の一因となっている。(骨材・石工品等製造業)
- ・軽自動車メーカーは好調のようだが、二次・三次下請けにはそこまで実感の湧かない1年だった。(金属製品)
- ・円安により自動車・家電メーカーは利益が昨年度を上回っているようだが、中小企業には関係ないといった現状。原油の値下げは一時期より50%近く下がったが、電気料金に対しては反映されていないようである。(生産用機械器具)
- ・当面の仕事量は確保しているものの、年明け後、一部組合員において引き合いが減少しており、夏場以降の売上ダウンへの影響が危惧される。(生産用機械器具)
- ・自動車部品メーカーの生産は、国内新車販売台数の落ち込みが続いているため、減少している。(輸送用機械器具)
- ・昨年と比較すると、販売が伸び悩んでおり、生産も減少している。(輸送用機械器具)
- ・新年になっても業界の状況に変化は感じられない。(漆器製造業)

### ■非製造業

- ・公共工事は、山間部の治山・法面工事等が昨年に比べて大幅に減少。民間工事も依然として低調。出荷量は4ヶ月連続で前年を下回った。(セメント卸)
- ・組合員から3月中に撤退する意向が示された。(各種商品卸)

- ・厳しい状況であるが、勉強会を実施する運びとなった。(機械器具小売)
- ・昨年まで物販が主流の電気店と比較し、リフォーム事業に取り組んでいる組合員は、売上を確実に伸ばしており、地域密着の本領が十分発揮されている。(機械器具小売)
- ・1月のイベントでは1,100人近くの来場者に来ていただいた。商店からも好評なことから、来年度もイベントを開催したいと考えている。(商店街)
- ・初売り(元日)は、雪の影響で閉店時間が早まり、1日・2日と売上を大きく落とした。1ヶ月を通して厳しい状況であった。(商店街)
- ・1月4日に久能山東照宮とコラボして、新春イベントを実施。お正月の商店街の賑わいを創出することが出来た。(商店街)
- ・寒さのせいもあるのか、この時期は特に商店街を歩く人影が少ない。売上が減少傾向にある店が多い中で、飲食店は比較的に安定している。(商店街)
- ・相続税の課税強化等から、不動産の余剰・価格低下の可能性は100%といった感じである。(不動産取引)
- ・中旬から下旬が悪い。(宿泊業)
- ・長らく人材不足の状態が続いている中で、全体的な需給バランスは取れているが、地元を中心に先の見通しに若干力弱い動きが出始めている。(情報サービス)
- ・求人(パート)の反応が悪い状態が続いている。(ビルメンテナンス業)
- ・組合員事業所では、残念ながらアベノミクスの恩恵を受けていないようで、厳しい状況が続いている。(総合工事)
- ・人手不足が深刻化。中小企業の売上高は伸び悩んでいる。(総合工事)
- ・業者間の格差が広がっているように思われる。(電気工事)
- ・荷動きは低調で、昨年に比べてトラックの稼働率が下がっている。軽油価格は昨年に比べて、1リットル当り30円程度値下がりしており、収益面が若干改善している。(道路貨物運送)
- ・1月は稼働日数も少なく、売上高は減少となった。燃料価格が値下げとなってきたが、それ以外のコストアップにより収益状況は悪化している。(道路貨物運送)
- ・原油価格の下落に伴い、軽油価格が大きく下がった。飲料関係の輸送は、昨年同月比7%程の減少。今後の輸送がどのようになるか予想がつかない。(道路貨物運送)

〈総会シーズンに備えて〉

## 「総会終了後の事務手続きに関する講習会」開催のご案内

主催：静岡県中小企業団体中央会

日時	内容
(東部) 平成27年4月23日(木) 14:00~16:00	
(中部) 平成27年4月24日(金) 14:00~16:00	
(西部) 平成27年4月22日(水) 14:00~16:00	

※いずれも質疑応答を含んだ時間です。

会場	内容
(東部) 沼津リバーサイドホテル 3階「香陵」	沼津市上土町100-1
(中部) 静岡県産業経済会館 3階「大会議室」	静岡市葵区追手町44-1 (中央会のある会館の3階)
(西部) アクトシティ浜松 コンgressセンター 44会議室	浜松市中区板屋町111-1

※各会場とも駐車場がございませんので、公共交通機関等をご利用ください。

定員	内容
(東部) 30人 (中部) 144人 (西部) 48人	

※各会場とも定員になり次第締め切りとさせていただきます。

内容	内容
	総会終了後の事務手続きに関する講習
	講師：中央会 指導員

◇詳細につきましては、後日、文書にてご案内申し上げます。

# 景況ウォッチ

組合活性化情報

総務省が1月30日に発表した2014年12月の2人以上世帯の家計調査によると、1世帯当たりの消費支出は332,363円で、物価変動を除いた実質で前年同月比3.4%減となり、消費税増税後9ヶ月連続のマイナスとなった。

また、静岡県が同日発表した1月の消費者物価指数は102.4で、前年同月比2.0%増となったが、前月比では0.5%減と3ヶ月連続で前月の指数を下回る結果となっている。

連絡員からの1月期回答をみると、水産食料品では「電力料金値上げが大きな負担」「大した状況の変化はない」、道路貨物運送では「燃料価格は下がったがそれ以外のコストアップで収益悪化」「今後の予想がつかない」などの回答が寄せられ、県内における業界の景況は全体的に低調な状態が続いている。

## 概況

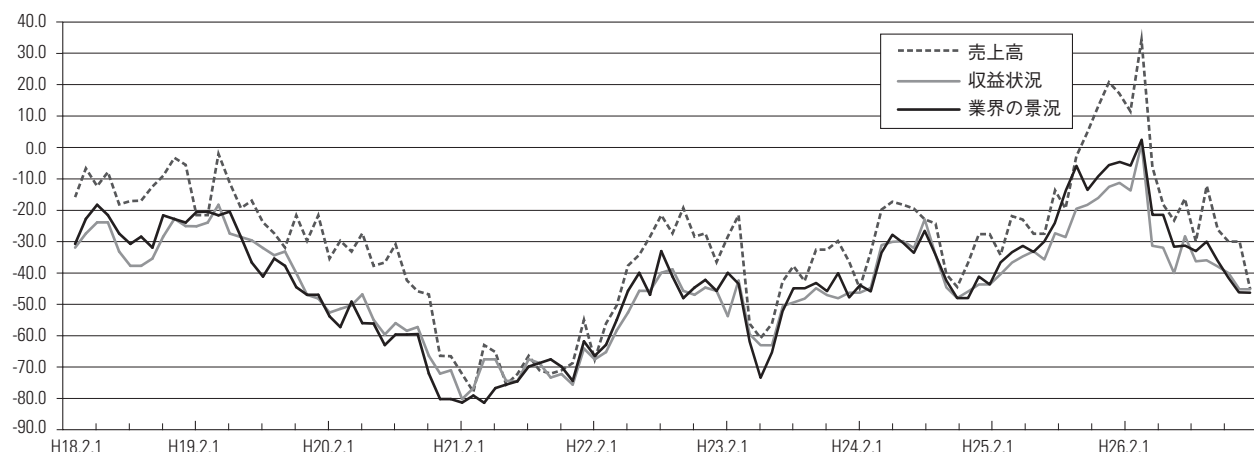
- 平成27年1月のDI値を前月と比較すると、「設備操業度」は11月から3ヶ月連続、「雇用人員」は前月から2ヶ月連続で悪化。前月回復傾向にあった「売上高」「販売価格」「資金繰り」は今月悪化している。
- 「製造業」は、前月との比較で「在庫数量」「販売価格」等の5項目で改善したが、全項目で前年同月を下回っている。自由回答でも、各業種において状況改善に関する報告はなく、低迷する景気状況に苦慮する状態が続いている。
- 「非製造業」は、前月との比較で「売上高」「販売価格」「収益状況」「資金繰り」「業界の景況」が悪化している。自由回答では、各業種で売上の減少との報告が寄せられた。また、サービス業や建設業では人材不足が続いている。

## DI値の推移 ※DI値 = [(増加・好転組合数 - 減少・悪化組合数) / 対象組合数] × 100

	売上高	在庫数量	販売価格	取引条件	収益状況	資金繰り	設備操業度	雇用人数	業界の景況
H27.1	-45.0	-7.2	-8.3	-11.6	-45.0	-26.6	-39.3	-18.4	-46.6
DI値	☔	☀	☁	🚩	☔	☔	☔	🚩	☔
H26.12	-30.0	14.3	-1.7	-16.7	-45.0	-18.3	-28.5	-16.7	-46.7
H26.12→H27.01	-15.0↓	-21.5↓	-6.6↓	5.1↑	±0.0→	-8.3↓	-10.8↓	-1.7↓	0.1↑

+0.1以上…☀ ±0.0~-10.0…☁ -10.1~-20.0…🚩 -20.1…☔ なお、「在庫数量」のみマイナス値が大きいほど好転を示している。

## 主要三指標DI値推移（過去10年間）



# 静岡労働局からのお知らせ

## 高校生の就職内定状況（平成26年12月末現在）

職業安定課  
TEL054-271-9968

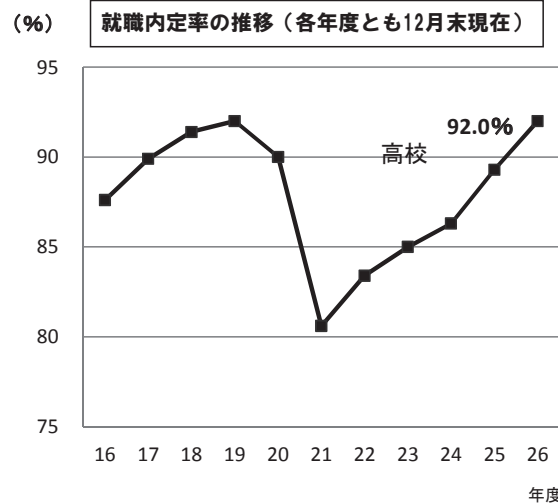
### 高校生の就職内定率 前年比+2.7の92.0%(12月末時点)

静岡労働局が平成27年3月高等学校新規卒業予定者の就職内定状況を調査したところ、平成26年12月末現在の県内高校生の就職内定率は92.0%で、前月末(87.5%)に比べ4.5ポイント上昇、前年同期(89.3%)に比べ2.7ポイント上回りました。

地域別に見ると、東部地区は同3.2ポイント増の91.3%、中部地区は同2.7ポイント増の91.1%、西部地区は同2.3ポイント増の93.2%でした。

求人数(前年同期+26.5%増)、求人倍率(前年同期+0.26ポイント)も大幅に改善しています。

◇就職内定率や求人数等で昨年度より大幅な改善がみられますが、引き続き、ハローワークにおいて、学校と連携し未就職生徒に対する「学卒ジョブサポーター」による就職支援(職業相談・職業紹介個別求人開拓、求人情報の提供等)を実施していきます。



## 静岡県の外国人雇用届出状況（平成26年10月末現在）

職業対策課  
TEL054-271-9970

### ～外国人労働者数が 37,992人(1.0%増)～

外国人雇用状況の届出制度は、雇用対策法に基づき、外国人労働者の雇用管理の改善や再就職支援などを図ることを目的とし、すべての事業主に、外国人労働者（特別永住者及び在留資格「外交」・「公用」の者を除く。以下同じ。）の雇入れ又は離職の際に、当該外国人労働者の氏名、在留資格、在留期間等について確認し、厚生労働大臣（ハローワーク）へ届け出ることを義務付けています。このたび、平成26年10月末現在の届出状況を集計しましたので、その概況をお知らせします。

#### 【ポイント】

- 外国人労働者を雇用している県内事業所数は4,860事業所。前年同期と比較すると207事業所、4.4%の増加に転じた。また、県内の外国人労働者数は37,992人で、前年同期と比較すると366人、1.0%の増加に転じた。事業所数は全国で7番目（上位は、東京・愛知・大阪・神奈川・埼玉・千葉）、外国人労働者数は全国で5番目（上位は、東京・愛知・神奈川・大阪）。
- 国籍別外国人労働者数は、ブラジルが最も多く14,627人で、外国人労働者全体の38.5%。次いで中国、フィリピンの順で、それぞれ6,513人（同17.1%）、6,490人（同17.1%）。
- 県内で労働者派遣・請負事業を行っている事業所のうち、外国人を雇用しているのは1,219事業所で、外国人雇用事業所全体の25.1%であった。また、派遣・請負事業所で就労する外国人労働者は18,795人で、県内の外国人労働者全体の49.5%であった。外国人労働者の派遣・請負割合は2番目。（上位は、滋賀）全国平均22.7%。
- 産業別で見ると外国人労働者を雇用する事業所数・外国人労働者数は、製造業が最も多く、割合では事業所数は43.3%、労働者数は50.9%。
- 県内地区別における外国人労働者を雇用する事業所数及び外国人労働者数は、西部地区が最も多く、県内全体に占める割合では事業所数は47.8%、労働者数は56.1%となっている。また、中部地区では同24.9%、22.0%、東部地区では、同27.3%、21.9%となっている。



# ★ NETWORK

## 「しずおか就職net」登録受付開始!

～大学等に進学する高校卒業生や保護者の方も  
登録できるようになりました～

### ■しずおか就職netとは

静岡県が運営する就職情報サイト。就職面接会の日程、県内企業の概要や採用情報等、就職活動に役立つさまざまな情報を検索できます。

大学等入学時という早い時期から登録いただくことで、県内の最新話題スポットやイベントなど、静岡県に関する様々な情報を継続して入手できます。

また、保護者の方には、県内企業の魅力などをお伝えしていきます。

### メールアドレスを登録していただくと…

- ①県内の話題を定期的にお届け!
- ②県主催イベントをいち早くご案内!
- ③県内企業の魅力アレコレを随時配信!

\*企業の皆様、就活生に企業のことを知ってもらう1つのツールとして、企業情報の登録をお願いします。(登録料無料)。

### ☆まずは検索!!

しずおか就職net

<http://www.koyou.pref.shizuoka.jp>

**しずおか就職net**  
にご登録ください! 静岡県の魅力を定期的にお届けします。



「学生の皆様へ」、「保護者の皆様へ」をクリック  
→ →新規登録 → →登録完了 (IDをメール受信)

\*スマートフォンでも登録できます。



### 【お問い合わせ】

静岡県雇用推進課 TEL: 054-221-3575

## 静岡県を元気にするシニアセミナー 参加者募集!

SBSラジオパーク2015のイベントの中で開催!  
～シニアが働き、学び、躍動する時代～

健康長寿日本一の静岡県。

いつまでも健やかに社会の一員として活躍すること、幸せに暮らすことを共に考えます。

●日時 3月22日(日) 11:00～12:00

●会場 江崎ホール (静岡市葵区七間町8-20)

### ●内容

仕事も含め、セカンドキャリアを謳歌しているシニアの方をお招きしてパネルディスカッションを行います。

### ●出演者

司会 長崎 一朗 氏  
パネリスト 諏訪部敏之 氏  
石川 昌孝 氏  
一般シニア代表

●定員 120名 (先着順)

●費用 無料

### ●その他

どなたでも入場できます。下記内容をご確認のうえ、お申し込みください。

### 【お問い合わせ】

SBSラジオ (主催者) 電話054-284-8962

平日9:00～17:00

### 【お申込み】

ファックス、ハガキ又はメールで「静岡県を元気にするシニアセミナーに応募」と明記のうえ、①郵便番号②住所③氏名④年齢⑤電話番号⑥参加する方のお名前を記入し、SBSラジオまでお送りください。

F A X : 054-284-9021

ハガキ : 〒422-8680

SBSラジオ「シニアセミナー」係宛て

メール : radio@digisbs.com

### 【締め切り】3月16日(月) 必着

※締切後、参加券をお送りいたします。

※当日は参加券をご持参ください。



## 今年の目標

新年のあいさつを、つい最近したかと思えば、あっという間にもう三月も半ば。電光石火で過ぎ去っていく時の流れに、右往左往しながらも、今年こそはうまく乗り切っていきたいと毎年思っているわけですが、人生山あり谷あり、なかなか簡単にはいきませんね。

さて、県青年中央会（青中）会長の大役を仰せつからずから、早いもので八ヶ月が過ぎました。この間、精力的に全国各地の青中関連イベントに出席させて頂き、考え方や活動方法、事務局との関係性等、各都道府県によって様々な違いがあることが分かりました。他に学ぶところは学び、三年後に控えています全国初の県青中五〇周年事業を華々しく、かつ、厳かに大成させざるべく、残りの任期を全力で全うしたいと思います。

最後に、今年の目標として、文章力の向上を目指す旨をご報告させていただきまして、締めさせて頂きたいと思えます。



静岡県青年中央会  
会長  
島田鉄工協同組合  
青年部 島田鉄友会  
**櫻井 洋一**  
桜井資源株式会社  
代表取締役



今月号の取材で、焼津市の造園組合主催の剪定教室に参加させていただきました。

剪定ばさみと植木ばさみの違いも判らないレベルの私には、剪定に際し、どの枝を切り、どの枝を残すかなどを理解するのはとても難しい作業でした。一方、プロが仕上げたウメの木は、実に清々しく、木自身が喜んでいるかのように美しく仕上がったのが印象に残りました。「剪定は、今の姿を見るのではなく、将来の姿を想像して手を添えてあ

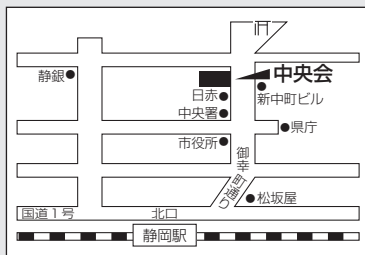
げること」。どの業界でも、長年の苦勞に裏打ちされたプロの言葉は身に沁みます。

当日は、1月末日と寒さが厳しい日でしたが、ウメの木には、既につぼみが膨らみ、かわいらしい花が咲いているものもちらほら。

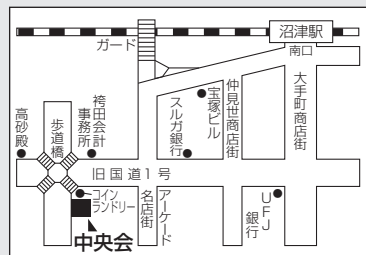
今月号の表紙も色鮮やかな「紅ほっぺ」。バレンタインには、「恋人岬」で行われた結婚式の取材にも伺いました。ポカポカ、ワクワク、ほっこりと春はすぐそこまで来ています。（押尾）

### 中小企業静岡3月号 (通巻736号)

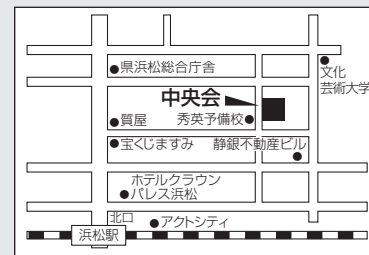
- 発行人 / 静岡県中小企業団体中央会 〒420-0853 静岡市葵区追手町44-1 TEL / 054-254-1511 FAX / 054-255-0673
  - 東部事務所 〒410-0881 沼津市八幡町7番1号 TEL / 055-963-4511 FAX / 055-963-8307
  - 西部事務所 〒430-0929 浜松市中区中央1丁目17-19 TEL / 053-453-2195 FAX / 053-453-2198
  - 中央会ホームページ <http://www.siz-sba.or.jp/> ● E-mailアドレス [m-osuo@siz-sba.or.jp](mailto:m-osuo@siz-sba.or.jp)
- 皆様のご意見をお待ちしております。(TEL、FAX等でもお受け致します。)



静岡事務所



東部事務所



西部事務所



**国土のシンボル「富士山」を抱き、  
日本の縮図とも言える  
美しい“ふじのくに” 静岡県  
2016年に日本で開催されるサミットを  
日本の中心 “ふじのくに” で。**

静岡県は、2016年に我が国で開催される主要国首脳会議（サミット）を、日本の国土のシンボルである「富士山」を擁する本県で開催すべく、全県を挙げて誘致に向けた取組を展開しています。

サミットは、先進国の首脳が一堂に会し、世界中の注目を集める世界最高峰の会議であり、開催に伴う高い経済効果に加え、本県の魅力を全世界に発信し、この地域の存在を未来の世代へ伝える絶好の機会となります。

主要国首脳会議は風光明媚な「浜名湖」で、関係閣僚会合は富士山の絶景を望む「日本平」で、それぞれ開催されるよう働きかけ、伊豆半島、富士山麓など人々を魅了する静岡県の「場の力」を総動員し、最高のおもてなしで内外の賓客をお迎えます。

# つもる話は アフター ファイブに。

仕事帰りにオハハロ。  
アホな相談。



働く人に便利な2つの「相談会」が、  
ますます利用しやすくなりました。

## 〈ろうきん〉全店OPEN! 水曜よりみち相談会

17:00~19:00

毎週水曜日 夕方 **予約優先**<sup>※1</sup>

県内〈ろうきん〉の全営業店で開催中!

TOPICS

### ローンのこと、お金のこと。 ご相談内容がひろがりました。

住宅ローンなど、各種ローンのご相談はもちろん、  
預金や個人向け国債、投資信託の  
ご相談もお取扱いします。  
お金のことなら何でも幅広くご相談ください。

※個人向け国債、投資信託のご相談は予約制となります。

# はずむ話は デイ タイムに。

家族一替り。お休みの日。  
おやすみ。

## 日曜のんびり相談会

9:00~12:00 13:00~16:00

毎週日曜日 **予約制**

県内〈ろうきん〉のローンセンターで開催中!

TOPICS

### 週末はご家族で。 3ローンセンターでは 土日も相談OK。

お客様の声にお応えして土日も相談会を開催。

土曜日  
開催店

- ◎浜松中央ローンセンター
- ◎静岡中央ローンセンター
- ◎富士ローンセンター

※1 ご予約のない場合、混雑状況により当日のご相談をお受けできないこともありますので予めご了承ください。  
※ いずれの相談会も、一部開催しない日がございます。

〈ろうきん〉が初めての方も大歓迎。ぜひお近くの〈ろうきん〉へ。

お近くの〈ろうきん〉はこちらから!

モバイル版に  
アクセス!



お問い合わせ  
ご予約は

ビボバ de ろうきん 携帯電話からでもOK!

フリーダイヤル 平日 9:00~18:00

**0120-609-123**

インターネットホームページ  
<http://shizuoka.rokin.or.jp>